

高松市消費生活見守り情報 第29回
名義貸しを口実にした詐欺電話に注意

1 概要

名義貸しを口実にした詐欺電話が急増しています。

「新しく老人ホームを建設するが入居しないか。」
「入居しないなら、他の人に権利を回してあげたい。」
「あなたの名義を貸してもらえないか。」などと嘘の話をします。
その後、警察官や弁護士になりすました犯人から
「名義貸しは犯罪だ。」
「逮捕されたら家族に迷惑がかかる。」
「解決のためのお金が必要だ。」などと言われ、金銭をだまし取られてしまいます。
高齢者の方やその御家族と接する機会がありましたら、
○上記の内容の詐欺電話がかかっていること
○「犯罪だ。」等と言われても、言いなりにならず、警察等に相談すること。
○知らない番号や非通知の電話には出ないこと
○犯人から電話を受けにくくする方法として、県警では「振り込め詐欺撃退装置」
の無料貸し出しを行っていることなどを周知していただくようお願いいたします。

2 見守りのポイント

高齢者やその御家族と接する機会がありましたら、以下の点を御周知ください。

- ① 名義貸しを口実にした詐欺電話が多数かかっており、被害が発生していること。
- ② 警察官や弁護士を名乗っても、電話で「名義貸し」等の話が出れば、電話を一度切って、警察等に相談すること
- ③ 警察官や弁護士を名乗るものから、「名義貸しは犯罪だ」又は、「解決のためのお金が必要だ」等の話があっても、決してお金を支払わないこと
- ④ 犯人からの電話を受けにくくする方法として、香川県警では「振り込め詐欺撃退装置」の無料貸し出しを行っていること

詳しくは、香川県警察本部生活安全企画課（087-833-0110）又は最寄りの警察署までお問合せください。

3 相談窓口

- 高松市消費生活センター
〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号 高松市役所1階
TEL 087-839-2066（相談窓口）
相談時間／月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時まで（祝日及び年末年始を除く）
- 香川県警察 警察相談専用電話
TEL #9110（携帯電話、PHS、プッシュ回線電話から利用可能。）
ダイヤル回線、一部のIP電話からは、087-831-0110
※夜間及び休日は、警察本部の当直員が相談に応じます。